

# 公益財団法人広島市みどり生きもの協会一般事業主行動計画（女性活躍推進）

令和4年3月17日策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、当協会における女性職員の活躍を推進するため、次のように行動計画を策定する。

## 1 計画期間

この計画は、令和4年（2022年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの3年間を計画期間とする。

## 2 当協会の課題

当協会は、広島市出資の公益財団法人で、職員構成は、協会固有職員（常勤職員）、広島市OB職員、非正規職員（非常勤職員及び臨時職員）及び広島市派遣職員となっている。

当協会全体の広島市派遣職員を除く年次有給休暇取得率は55.5%となっており、協会固有職員（常勤職員）の取得率は45.7%と特に低くなっている。職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境を整えるため、どの区分の職員も年次有給休暇取得率を上げていく必要がある。

## 3 計画の推進

この計画は、緑化管理部経営企画課を中心として、安佐動物公園、植物公園及び昆虫館が協力してその推進に努めるものとする。

また、計画の実施状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じ、内容の見直しを行うものとする。

## 4 目標

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境を整えるために、次のとおり、当該計画期間内に達成する目標を定めることとする。

### 【目標】

協会固有職員（常勤職員）及び広島市OB職員の年次有給休暇の取得率（年次有給休暇の1年間の付与日数に対する取得日数の割合）を、70%以上とする。（当協会常勤職員の1年間の年休付与日数は20日のため、年間14日の取得を目標とする。）

※令和2年度中の実績では、非正規職員（非常勤職員及び臨時職員）の年休取得率は70%以上を達成しているため、非正規職員は目標を下回らないように取り組むこととする。

## 5 取組内容及び実施時期（計画期間において、毎年度以下のことに取り組む。）

令和4年4月～

- ・年度当初に各職員が取得目標を設定するとともに年次有給休暇取得計画表（年間）を作成する。
- ・所属長は率先して休暇を取得するとともに、事務の簡素化や業務分担の見直しを適宜行い、職場内において事務処理の相互応援体制を整えるなど、職員が休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

令和4年10月～

- ・各所属長は、9月末時点の職員の年次有給休暇取得状況を確認し、年間5日の取得が未達成の職員に対し、所属長が職員の意見を聴取して再度取得計画を調整する。
- また、年間5日取得済みの職員に対しても年間14日の目標を達成するように啓発を行う。

令和5年1月～

- ・各所属長は、12月末の時点の職員の年次有給休暇取得状況を確認し、年間5日の取得が未達成の職員に対し、所属長が職員の意見を聴取して再度取得計画を調整し、それでも取得計画が困難と想定される場合、職員の意見を聴取して年次有給休暇の時季指定を行い、確実に年間5日の年次有給休暇を取得させる。
- また、年間5日取得済みの職員に対しても年間14日の目標を達成するように啓発を再度行う。